⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
ア　被告人らは、主税義弘らと共謀の上、国際リード投資株式会社、さくらトラスト株式会社、クレディシティ株式会社及び株式会社ユニバーサルトレードの会社名を使用し、預託証拠金名下に金銭を詐取するために集団を構成し、組織により詐取行為を反復して行っていた団体であるが、詐取行為を行うための組織により、平成20年７月10日頃から同21年７月22日頃までの間、110名の被害者から前記３⑵記載の組織的詐欺の犯罪行為により現金合計４億5,600万円及び小切手２通（額面合計300万円）をだまし取った。
イ　被告人らは、共謀の上、インタートレード株式会社の会社名を使用し、預託証拠金名下に金銭を詐取するために集団を構成し、組織により詐取行為を反復して行っていた団体であるが、詐取行為を行うための組織により、平成21年12月10日頃から同22年４月26日頃までの間、３名の被害者から前記３⑵記載の組織的詐欺の犯罪行為により現金合計650万円をだまし取った。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3119

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

証 票 無 効

○　徴収職員証票・国税収納官吏章・歳入歳出外現金出納官吏章・納税の猶予の申請に関する質問検査章
平成27年７月10日交付　第併27―000000002号
厚木税務署　財務事務官　鈴川　　健　名義分
平成28年６月２日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 28 年８月 17 日　　国　税　庁

国営刈谷田川右岸排水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営刈谷田川右岸排水土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
平成 28 年８月 17 日
農林水産大臣　山本　有二
１　縦覧に供すべき書類の名称
国営刈谷田川右岸排水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
２　縦覧期間
平成28年８月18日から平成28年９月14日まで
３　縦覧場所
新潟県三条市及び見附市各事務所

国営大野川上流土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営大野川上流土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。
平成 28 年８月 17 日
農林水産大臣　山本　有二
１　縦覧に供すべき書類の名称
国営大野川上流土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成28年８月18日から平成28年９月14日まで
３　縦覧場所
熊本県阿蘇市、阿蘇郡産山村及び大分県竹田市各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４７４号
東京都江東区有明３丁目７番18号
申立人　大和リビング株式会社
本籍東京都品川区荏原４丁目195番地、最後の住所埼玉県川越市大字上戸137番地（ピアフローラ105号室）、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成28年１月22日、出生の場所東京府東京市目黒区、出生年月日昭和12年６月４日、職業不明
被相続人　亡　松山　光一
事務所埼玉県川越市大手町６―５　中矢ビル３階吉野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　匡彦
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２８年（家）第３０１０２号
東京都千代田区日比谷公園１番３号　市政会館１階115号室　山田・合谷・鈴木法律事務所
申立人　鈴木　修一
本籍東京都練馬区石神井台７丁目801番地、最後の住所千葉県柏市豊四季345番地の４モア・ステージ南柏701号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成28年６月３日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和９年２月４日、職業無職
被相続人　亡　代田　萬里
事務所千葉県松戸市本町18―４　ＮＢＦ松戸ビル５階ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　義恭
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２８年（家）第２３２号
千葉県館山市北条1231番地の１
申立人　堀川　　貢
本籍千葉県南房総市沓見2554番地、最後の住所千葉県南房総市沓見2554番地、死亡の場所千葉県南房総市、死亡年月日平成28年５月12日、出生の場所千葉県安房郡丸山町、出生年月日昭和26年８月27日、職業無職
被相続人　亡　山口　富子
千葉県館山市北条1231番地の１
相続財産管理人　司法書士　堀川　　貢
千葉家庭裁判所館山支部

平成２８年（家）第７０３４７号
静岡県伊東市岡字片倉1448―38
申立人　管理組合法人伊東ヴィラ山の上
本籍山梨県南巨摩郡身延町横根中900番地、最後の住所東京都中央区日本橋小網町４番８号日本化繊新聞社、死亡の場所茨城県ひたちなか市、死亡年月日平成27年９月12日、出生の場所山梨県南巨摩郡身延町、出生年月日昭和６年12月７日、職業不詳
被相続人　亡　佐野　幸惠
事務所東京都千代田区内幸町２丁目２番２号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
相続財産管理人　弁護士　落合　孝文
東京家庭裁判所